

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

阿久比町長 田 中 清 高

市町村名 (市町村コード)	阿久比町 (23441)	
地域名 (地域内農業集落名)	東部地区 (横松、萩、宮津)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月21日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状と課題】

- ・地区に担い手がいない。
- ・担い手の高齢化。
- ・地区的に田が深く耕作しづらい。
- ・浸水区域のため宅地化も難しい。
- ・土地改良の実施。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水田について、農業を担う者(認定農業者、新規就農者、中心経営体など)とゾーニングを図りながら集積・集約化を進める。
- ・農業を担う者の確保。
- ・農業に興味をもってもらえるようなPRを実施。
- ・雑草除去のためヤギ育成、耕作放棄地対策として家庭農園事業等の実施。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	95.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	95.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地で農業上の利用が行われる区域

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業を担う者(認定農業者、新規就農者、中心経営体など)とゾーニングを図りながら集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を広く周知する。貸借においては原則農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、基盤整備事業を活用し、農用地の大区画化(畔の撤去なども含む)等のための基盤整備を必要に応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者や法人経営、規模の大小等に関わらず、地域への参画意向がある経営体については、地域の担い手への集積・集約に配慮しつつ、農地の情報収集に努め、将来地域農業を支えられるよう、町、農業委員会、JA等と連携しサポートに取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて農作業委託を検討、活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①カラス・ハト等を中心に有害鳥獣による農作物等への被害を防止するため、駆除事業を実施する。
- ②環境保全型農業直接支払補助金を活用し、環境負荷低減を推進する。
- ⑦宮津地区・横松地区については、多面的機能支払交付金活動組織である宮津地域資源保全の会・横松環境保全会が中心となり、農地の保全・管理を行う。